

四日市市告示第139号

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第250号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)